

公益社団法人 全国労働衛生団体連合会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人全国労働衛生団体連合会と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、労働安全衛生法その他法令に定める健康診断、事後指導等の適正実施、専門技術の向上、産業保健活動の振興及び関連科学の発展に資する調査研究を促進することにより、働く人々及びその家族の健康保持・増進に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業保健に関する専門機能の向上等に関する調査・研究並びに広報に関する事業
- (2) 産業保健に係る専門機能を向上させるための評価・認定等に関する事業
- (3) 産業保健に係る人材育成、技術水準向上のための教育・研修等に関する事業
- (4) 産業保健に係る相談・支援等の事業
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 本会は、公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡及び業務連携
 - (2) 会員の必要とする情報提供
 - (3) 会員の経営改善に関する研究及び教育・研修
 - (4) 会員の共同利用に資する制度、システム等の開発・提供
- 2 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の種別)

第6条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 労働安全衛生法等に定める健康診断、事後指導等を実施する事業者であつて、理事会において入会を承認された者
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、かつ、本会の事業を継続的に援助することを申し出、理事会において入会を承認された前号に規定する事業者以外の者
- (3) 名誉会員 本会に特別の功労があつた者または学識経験者であつて、理事会の承認を得た者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）に基づく社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 本会の会員となろうとする者は、理事会の定めるところにより入会の申し込みをし、その承認を受けなければならない。ただし、第6条第1項第3号に規定する名誉会員を除く。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費又は賛助会費を納入しなければならない。ただし、第6条第1項第3号に規定する名誉会員を除く。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、全正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に重大な違反をしたとき
- (2) 本会の名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する重大な行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 当該会員が解散し、又は死亡したとき

(資格喪失等に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条から11条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費、賛助会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(種類)

第13条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

2 総会は、一般社団・財団法人法に定める社員総会をいう。

(構成)

第14条 総会は、全正会員をもって構成する。

(権限)

第15条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 役員報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 会費及び入会金の額
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第17条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、議決することができない。

(開催)

第16条 定時総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長又は理事会が必要と認めたとき

- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき

(招 集)

第17条 総会は、理事会の議決に基づき代表理事である会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、方法、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(電子提供措置)

第18条 本会は、定時総会の招集に際し、定時総会等書類の内容である情報について、電子提供措置をとることが出来る。

(議 長)

第19条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第20条 総会は、総正会員数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第21条

総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議 決)

第22条 総会の決議は、総会の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員の半数以上であって正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面表決等)

第23条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(書面総会)

第24条 自然災害その他の事由により総会の開催が困難な時は、書面による総会(以下「書面総会」という。)に代えることができる。

- 2 書面総会は、会長が議案及び当該議案に対する説明資料を付して正会員に送付し、議決権行使期間(1週間以上3週間以内)を定めて評決を求める方法による。
- 3 議案は、正会員全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があった場合に決議があったものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうちから互選された理事2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(種類及び定数)

第26条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上25名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事の中に会長1名、副会長3名以内、専務理事1名を置く。
 - 3 前項以外に、理事会が必要と認めた場合は常務理事2名以内を置くことができる。
 - 4 会長及び副会長は代表理事とし、専務理事及び常務理事は一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する執行理事とする。

(選任等)

第27条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

- 2 理事のうち10名以内及び監事のうち1名については、会員以外の学識経験者の中から選任しなければならない。
- 3 監事は本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事会において決定する。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えて遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第28条 理事は理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長及び副会長は本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長、副会長、専務理事、常務理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 4 会長、副会長、専務理事、常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第29条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) 本会の業務及び財産の状況を監査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること
- (3) 総会及び理事会に出席し、意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を理事会に報告すること
- (5) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること
- (7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(中途退任)

第31条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、会長に書面で届け出るものとする。

- 2 役員欠員の補充については、第24条の規定を準用する。
- 3 補充された役員任期は、前任者の残余の期間とする。

(解任)

第32条 役員が次の各号の一に該当した場合は、総会の議決により解任することができる。ただし、議決の前に当該役員に弁明の機会を与え、かつ、全正会員の議決権の3分の2以上の同意をもって決しなければならない。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務の忠実義務に違反し、役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第33条 役員には、総会の決議により、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規定によるものとする。

(取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき
 - (2) 理事が自己又は第三者のために本会与取引をしようとするとき
 - (3) 本会が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において本会とその理事との利益が相反する取引をしようとするとき
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第35条 本会は、理事又は監事の一般社団・財団法人法第117条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本会は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問及び参与)

第36条 本会に、顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の選任により会長が委嘱する。

3 顧問及び参与には、別に定める費用の支給に関する規程によりその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 顧問、参与の任期は2年とし、再任を妨げない。

(顧問及び参与の職務)

第37条 顧問は、会長の諮問に応え、意見を述べることができる。

2 参与は、会長の求めに応じてこの法人の業務を支援するものとする。

第6章 理事会

(構成)

第38条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 代表理事及び執行理事の選任及び解任

(2) 代表理事及び執行理事の職務の執行の監督

(3) 総会の日時、場所及び目的である事項の決定

(4) 本会の規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(5) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定

2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(4) 第31条1項の責任の免除及び同条2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第40条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

- (3) 前号の請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 法令の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招 集)

第41条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項4号後段による場合は監事が、理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号または第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第42条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第43条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

(議 決)

第44条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。
- 3 自然災害その他の事由により理事会の開催が困難な時は、会長が理事会の議決の目的である事項について監事の同意を得て提案をする。その提案につき、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、議決があったものとみなす。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び副会長並びに監事は、これに記名押印しなければならない。

第7章 委員会及び地方協議会

(委員会の設置)

第46条 理事会は、本会の目的達成を円滑に進めるため、必要な専門的な検討を専門委員会に行わせることができる。

- 2 専門委員会は理事会から諮問を受けた事項について専門的に検討し、検討結果を取りまとめて理事会に報告するものとする。
- 3 各委員会の委員は会長が委嘱する。

(地方協議会の設置)

第47条 本会に、地域ごとに地方協議会を設ける。

- 2 地方協議会の組織及び運営については、理事会の議決を経て別に定める。

第8章 基金

(基金の拠出)

第48条 本会は、会員又は第三者に対し、一般社団・財団法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の取扱い)

第49条 基金の募集・割当・払込み等の手続き、基金の管理等の取扱いについては、理事会の議決により別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第50条 本会は、第58条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次条に定める基金の返還の手続きにより、基金をその拠出者に返還することができるものとする。
- 3 本会に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託にすることはできないものとする。

(基金の返還の手続き)

第51条 基金の返還は、総会の決議に基づき、一般社団・財団法人法第131条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

- 2 前条第2項の基金の返還の手続きについては、理事会の決議により定めるものとする。

第9章 財産及び会計

(財産の構成)

第52条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費及び入会金
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業にともなう収入
- (6) その他の収入

(財産の管理・運営)

第53条 本会の財産の管理・運営は会長が行うものとし、その方法は、理事会の議決により別に定める財産管理運営規程によるものとする。

(事業年度)

第54条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第55条 本会の事業計画書及び収支予算書等（事業計画書、収支予算書、その他法令で定める書類）は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の議決を経て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。
- 4 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 5 第1項の書類は当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第56条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（活動計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 役員名簿

(3) 役員報酬規程

(4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

4 前項の計算書類等については、毎事業年度の経過後3ヵ月以内に行政庁に提出しなければならない。

5 本会は、第1項の総会の終結後直ちに、法令で定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(予算、決算の科目)

第57条 本会の収支予算、決算は、別表に定める科目ごとに作成するものとする。

2 事業の収支については、第4条各号に定める公益目的事業の事業区分に分け、収支予算、決算書類を作成する。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第58条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その3分の2以上の議決を経なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則)

第59条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備金及び特定の資産の取得または改良に充てるために保有する資金の取り扱いについては、理事会決議により別に定める特定費用準備金等取扱規程による。

第10章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第60条 この定款は、第63条の規定を除き、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。ただし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第11条に定める事項の変更を行おうとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第61条 本会は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第62条 本会は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第7号までに規定する事由のほか、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第63条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には総会の議決を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヵ月以内に、公益認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第64条 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の議決を経て公益認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

(設置等)

第65条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 1 2 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 6 6 条 本会は、一般社団・財団法人法及び公益認定法の定めるところにより、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 6 7 条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(公 告)

第 6 8 条 本会の公告は、電子公告による。

第 1 3 章 補 則

(委 任)

第 6 9 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日（平成 2 3 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 整備法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 4 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本法人の登記の日に就任する代表理事は、加藤丈夫、福田崇典、原一穂、大久保利晃、執行理事は只野祐とする。

附 則

この規定は、平成 2 7 年 6 月 1 5 日から施行し、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規定は、平成29年5月29日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規定は、令和2年7月27日から施行し、令和2年3月1日から適用する。

附 則

この規定は、令和3年6月16日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規定は、令和7年6月17日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表

収支予算、決算の科目（第57条関係）

- 1 公益目的事業会計
 - 調査・広報
 - 評価・認定
 - 教育・研修
 - 相談・助言
 - 共通
- 2 収益事業等会計
 - 公益事業
 - 共通
- 3 法人会計
- 4 内部取引控除